

## 仙台市職員共済組合保健事業検討会設置要綱

令和7年3月21日

### （設置）

第1条 仙台市職員共済組合（以下、「組合」という。）の組合員及びその被扶養者の健康保持増進及び福祉の充実に資するため、仙台市職員共済組合保健事業検討会（以下、「検討会」という。）を組合に設置する。

### （任務）

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 仙台市職員共済組合定款（以下、「定款」という。）第34条に規定する福祉事業各種に関すること
- (2) 定款第35条に規定する掛金及び負担金の割合（財源率等）に関すること
- (3) その他組合の事業及び財務運営に関連すること

### （組織）

第3条 検討会は次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 組合事務局長
  - (2) 市長が任命した組合会議員のうちから2名
  - (3) 前号以外の組合会議員のうちから2名
- 2 前項第1号以外の構成員は、組合会にて選挙された者をもって充てる。
- 3 検討会の会長は、組合事務局長をもって充てる。

### （任期）

第4条 前条第1項第1号に掲げる構成員の任期については当該職にある期間とし、その他の構成員の任期については、組合会議員の任期による。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

### （会議の運営）

第5条 検討会の会議は会長が招集し、その議長となる。

- 2 検討会は構成員の過半数が出席しなければ、開催することができない。
- 3 会長に事故があるときは、組合事務局次長がその職務を代理する。

### （関係者の出席）

第6条 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### （庶務）

第7条 検討会の庶務は、組合事務局において処理する。

### （雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。